

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785</a>

東郷、スオイカノ  
（十一）  
十三

極秘

1 次官	2 事務次官	3 法務	4 外務省
5 外務省	6 外務省	7 外務省	8 外務省

東郷、ス+19-公館 (11月12日午前松岡長官)

44.11.12

米北-長

同席: 大河原参事官, 米北-長, エリクソン参事官

1. 在沖米企業

「乃」が別添の修正書簡を (11-ネット国務次官  
補の署名に <sup>署名</sup> 訓令に <sup>署名</sup> 出さる由) を呈示、<sup>署名</sup> 検討方正  
<sup>前日の米協会のワシントンでの打ち合わせ</sup>

依頼、当方より昨11日の大蔵・通産両省とのやりとり  
を説明し、<sup>署名</sup> 二つまの形に受け入れられたこと極力  
<sup>先着順</sup>

で困難と思ふ旨を述べ、<sup>署名</sup> 米北企業撤退が  
沖縄経済に DISLOCATION を起す、こと一般に

信じていると指摘し、<sup>署名</sup> 格別当方にて検討

① 在米  
② 米北  
③ エリクソン  
④ 米協  
⑤ 米北  
⑥ 米北  
⑦ 米北  
⑧ 米北  
⑨ 米北  
⑩ 米北

ことし、右方、<sup>署名</sup> 米北-長 に見えり例 24-「~~THE~~ THE  
PURPOSE OF MY GOV'T TO MINIMIZE THE  
IMPACT OF REVERSION ON THESE BUSINESSES  
AS WELL AS ON THE OKINAWAN ECON-

OMY, 五 示唆せしこと、<sup>署名</sup> 何れも右方にも知らぬ、と  
述べた。 (注: 後刻条約の旨を検討

の結果、修正条約 <sup>署名</sup> 同了旨に依るとし、  
是非行と、よゝい知費正出にまわすはし、<sup>署名</sup> 筆洗に

前回の条約に於ては出まると述べた。  
右方「2、14 本 12日 夕刻、<sup>署名</sup> 一時帰国の予定。」

2. 總理演説 (公後演題)

又、右方 今頃には右方 申込右と筋違の上、  
訓令に於ては、<sup>署名</sup> 才1日の總理演題に「OVERALL

IMPORTANCE OF US-JAPAN RELATIONS, (この  
訓令に於ては一般情勢より沖縄) 才2日又

① DETAILED REVIEW OF U.S.-JAPAN RELATIONS, とおとを提案 当方ご検討

おとといた。

② 幹. 台 印象

局長が総理から大統領、総統まで

「大使引継ぎ諸君、<sup>21日付</sup>各の書翰<sup>21日付</sup>寄出に<sup>21日付</sup>つて<sup>21日付</sup>談話の了り<sup>21日付</sup>を述べ、有日午後板垣、金山

両大使を招致、大蔵の下命おとと右を説明した。

③ 総理寄言葉

「2, 3, 次官が「<sup>11</sup>右加、と正 POSITIVELY

の自信での表現、<sup>11</sup>問題がある由と述べ、局長が「<sup>11</sup>右肯定したと、<sup>11</sup>右は KEY の<sup>11</sup>右寄」

おとと余り違つた款、と右右に述べた。

5. 232=9

(1) 「2」の昨日呈示の章に言及、<sup>11</sup>右一有

の232=9、<sup>11</sup>右(沖縄の分と二本建に3324)

と右とが<sup>11</sup>右(幸道 右と述べ、<sup>11</sup>右、<sup>11</sup>右の<sup>11</sup>右)

内容、<sup>11</sup>右(先日の)、<sup>11</sup>右、<sup>11</sup>右(昨日午後)<sup>11</sup>右、<sup>11</sup>右(次官を中心と右公使の結果、大蔵の決裁か

後、<sup>11</sup>右、<sup>11</sup>右(一本建とし、(1)先方章の序文

INCLUDING THE REVERSION OF ADMINISTRATIVE

RIGHTS OVER OKINAWA TO JAPAN を付加、<sup>11</sup>右

の付加(右に沖縄が去つた<sup>11</sup>右、<sup>11</sup>右)

と12. 232=9の序文と右 (0)先方章の序文

PERITY と右 (11) 既<sup>11</sup>右(既存の232=9章を)

(2) 右の右と先方章の<sup>11</sup>右(右と既<sup>11</sup>右)

5

せかつ修正した部分正入りの(本)次は先方修正  
修正した~~部分~~部分正入りの(7)最後は同じ  
(後指印)

修正した宇宙備弁と軍縮(当方NPT4国と  
と世にたいし先方も同意)でしめし、<sup>10月</sup>とと  
<sup>しかの制限の内題と現と</sup>  
(右に(1)先方の案を添えられたるものとの修正と要領)

した(1)の<sup>修正</sup>先方大體よか、と述べた。

(2)次は宇宙備弁、軍縮及び経済のたの  
部分に712の主要局の修正案を

全く非公式かつ私的に(2)に同意せしめ  
たこと、前2者は712の概ね大しとし、

経済に712は<sup>半以上</sup>最も~~重要~~重要な「38と712  
のQRの廃止、及び~~議定~~議定の2国間交渉が

~~重要~~認められたことと推定された。(後部)  
他国交渉の1-24-公使と経済局長向

の<sup>修正</sup>概ね大しと述べた。

修正案の  
内容

8402  
11/12/20 3,703

The GOJ recognizes that with the return of Okinawa to Japanese administration the problems of protection and continuation of the basic economic interests of American firms or individuals now legitimately engaged in business in Okinawa must be equitably settled. I wish to assure you, therefore, that consistent with its purpose to minimize inconvenience and hardship on these businesses and, thereby, to reduce dislocations in the Okinawan economy, my Government will consider sympathetically, during the course of negotiations on transfer of administrative rights to Japan, any problems which arise with respect to these firms or individuals.

秘密表示(朱印)  
極秘  
無期限  
辨の内  
号

副大臣  
秘書

部数指示	発信用	執務用	備考
主	1	1	2
付	821		
既			

発送日 昭和44年11月20日  
如理日  
発信 2/2/20 校 査

文書課長 (印) 公 信 案 (印)

公 信 案 番 号 米 254 第 1546 号 公 信 日 付 昭 和 44 年 11 月 19 日

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長

主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長

起 案 者 米 254 長 起 案 者 446

起 案 日 昭 和 44 年 11 月 17 日

協 議 先

受 信 者 北 米 (下 田) 大 使 官 房 長

発 信 者 外 務 (大 平) 大 臣 (信 務 課)

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

月 日

件 名 冲 绳 问 題 (東 郷 2+152 念 読 記 録 送 付)

GA-2 19 外 務 省 回 覧 番 号 3752

冲绳问题 (东郷 2+152 念読記録送付)

11月12日南條と北村冲绳问题以南郷  
東郷アメリカ局長と2+152-公使の念読記  
録資料番号を以て引継送付了。  
なお、本件記録は幕僚に22日、取扱に  
付し御注意の旨、  
付附送付

GA-4 外務省